(6)　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条の二関係）

(7)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(8)　特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(9)　認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(10)　預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(11)　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八一条関係）

(12)　特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八二条関係）

(13)　低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二関係）

(14)　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第八四条の二の二関係）

5　消費課税

㈠　特定非常災害の被災者である事業者が、高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合には、高額特定資産等を取得した場合等の消費税の特例に係る本則課税の三年間の継続適用等の要件は適用しないこととした。（租税特別措置法第八六条の五関係）

㈡　輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税の適用に当たって必要となる明細書の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

㈢　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長した上、令和二年一〇月一日以後の特例税率を一、〇〇〇本につき一万三、五〇〇円（改正前一万二、五〇〇円）に引き上げることとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

㈣　バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の課税標準の特例措置の対象となるバイオエタノール等の範囲に、カーボンリサイクル技術を用いて製造されたエタノール等を加えることとした。（租税特別措置法第八八条の七関係）

㈤　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（租税特別措置法第九〇条の三の三関係）

(2)　特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の三の四関係）

(3)　輸入・国産農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(4)　非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の六の三関係）

㈥　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(2)　航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の八関係）

(3)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(4)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の九関係）

(5)　不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（租税特別措置法第九一条関係）

納税環境整備

利子税等の割合について、次の見直しを行うこととした。

㈠　利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合（各年の前々年の九月から前年の八月まで（改正前々年の一〇月から前年の九月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を一二で除して得た割合として各年の前年の一一月三〇日まで（改正前一二月一五日まで）に財務大臣が告示する割合（以下「平均貸付割合」という。）に年〇・五パーセント（改正前年一パーセント）の割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセント未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。（租税特別措置法第九三条関係）

(1)　次の(2)以外の利子税　その利子税特例基準割合

(2)　相続税及び贈与税に係る利子税　これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年七・三パーセントに占める割合を乗じて得た割合

㈡　納税の猶予等の適用を受けた場合（延滞税の全額が免除される場合を除く。）の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセント（改正前年一パーセント）の割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセント未満の場合には、その猶予特例基準割合とする。（租税特別措置法第九四条関係）

㈢　還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセント（改正前年一パーセント）の割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセント未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とする。（租税特別措置法第九五条関係）

㈣　利子税等の割合について下限を整備する。（租税特別措置法第九六条関係）

一六　連結納税制度の見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

1　試験研究を行った場合の特別税額控除制度については、次のとおりとする。（租税特別措置法第四二条の四関係）

㈠　通算法人及び他の通算法人を一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額（以下「税額控除可能額」という。）を各通算法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各通算法人の税額控除限度額とする。

㈡　他の通算法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなすこととする。

㈢　右記㈡の場合において、税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たないときは、法人税額の調整等を行うこととする。

2　資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、法人及び当該法人との間に完全支配関係がある他の法人（改正前連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人）の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年五、〇〇〇万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とすることとする。（租税特別措置法第六五条の六関係）

3　対象純支払利子等に係る課税の特例における適用免除基準のうち対象純支払利子等の額が二、〇〇〇万円以下であることの判定については、連結納税制度と同様とする。（租税特別措置法第六六条の五の二関係）

6